

令和 5 年度名古屋市教育委員会第37号議案

名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

若宮高等特別支援学校の新設及び西特別支援学校等の高等部における学級数の変動に伴い、生徒定員の変更等を行います。

名称	学科	生徒定員変動
西特別支援学校	普通	161 → 153
南特別支援学校	普通	297 → 278
守山特別支援学校	普通	163 → 158
	産業	81 → 75
若宮高等特別支援学校	産業	(新設) 40

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

3 規則案

別紙のとおり

(令和 6 年 3 月 22 日提出 総務部総務課)



名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則

名古屋市立特別支援学校学則（昭和47年名古屋市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（部の設置及び児童生徒の定員） 第 2 条 名古屋市立西特別支援学校、名古屋市立南特別支援学校、名古屋市立天白特別支援学校及び名古屋市立守山特別支援学校に小学部、中学部及び高等部を置く。	（部の設置及び児童生徒の定員） 第 2 条 名古屋市立西特別支援学校、名古屋市立南特別支援学校、名古屋市立天白特別支援学校及び名古屋市立守山特別支援学校に小学部、中学部及び高等部を、 <u>名古屋市立若宮高等特別支援学校に高等部を置く。</u>
2 （略）	2 （略）

別表中

名古屋市立西特別支援学校	高等部	普通科	161 人	を
名古屋市立南特別支援学校	高等部	普通科	297 人	
名古屋市立天白特別支援学校	高等部	普通科	118 人	
名古屋市立守山特別支援学校	高等部	普通科	163 人	
		産業科	81人	

名古屋市立西特別支援学校	高等部	普通科	153 人	に
名古屋市立南特別支援学校	高等部	普通科	278 人	
名古屋市立天白特別支援学校	高等部	普通科	118 人	
名古屋市立守山特別支援学校	高等部	普通科	158 人	
		産業科	75人	
名古屋市立若宮高等特別支援学校	高等部	産業科	40人	

改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。